

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年5月7日（木）第716号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）  
ページ

## 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 1  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 1  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 1
- 公 告
- 令和8年度毒物劇物取扱者試験公告（薬務課取扱い） 2

## 告 示

## 大隅地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年5月7日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコJump	鹿屋市大浦町 14173番地4	合同会社wakuwakukidsports	鹿屋市大浦町 14173番地1	小副川智也	令和8年 4月1日	放課後等 デイサービス

## 大隅地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年5月7日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
回生園ホームヘルプサービス	曾於郡大崎町菱 田家戸原3063番 地	社会福祉法人三峰会	曾於郡大崎町菱 田家戸原3063番 地	風呂井 敬	令和8年 3月31日	居宅介護・重度訪問介護

## 大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年5月7日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所リアン	鹿屋市旭原町2523番地10	株式会社リアン	鹿屋市野里町915番地6	木場いづみ	令和8年4月1日	就労継続支援B型

## 公 告

### 令和8年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和8年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

(1) 試験の期日

令和8年8月4日（火）

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
農業用品目毒物劇物取扱者試験		
特定品目毒物劇物取扱者試験		
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）

- ウ 履歴書（学歴、職歴等を記入したもの）  
 エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）  
 オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし、送付の方法により受験願書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

## (2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

## 7 提出書類等の受付期間

令和8年6月1日（月）から同月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和8年6月12日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和8年9月4日（金）午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

## 10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。